

国立大学法人筑波技術大学客員研究員規程

(目的)

第 1 条 この規程は、国立大学法人筑波技術大学（以下「本学」という。）において、本学の教員と共同で研究活動に従事するため、外部から受け入れる研究者（以下「客員研究員」という。）に関して必要な事項を定め、もって本学の研究の進展を図ることを目的とする。

(受入れの原則)

第 2 条 客員研究員は、教育、研究その他本学の運営に支障がなく、かつ客員研究員を受け入れた教員（以下「受入教員」という。）の研究の推進のために外部の協力を必要とする場合に受け入れることができるものとする。

(客員研究員の資格)

第 3 条 客員研究員として受け入れることができる者は、その専門分野における研究上の業績又は知識及び経験が本学の教員（助教以上）に相当すると認められる者とする。

(受入期間)

第 4 条 客員研究員の受入期間は、原則として 6 月以上 1 年以内とする。ただし、受入教員が、研究を継続する必要がある場合は、受入期間を更新することができる。この場合における手続は、次条から第 7 条までの規定を準用する。

(受入れの申出)

第 5 条 客員研究員を受け入れようとする教員は、別記様式第 1 の客員研究員受入申請書に、別記様式第 2 の客員研究員受入調書及び別記様式第 3 の主要研究業績一覧を添え、当該学部長等に申し出るものとする。

(受入れの申請)

第 6 条 学部長等は、前条の申出に基づき、当該学部等の教授会の議を経て、別記様式第 4 の客員研究員受入承認申請書に、前条により提出された客員研究員受入調書及び主要研究業績一覧を添え、原則として受入希望日の遅くとも 1 月前までに、学長に申請しなければならない。

(受入れの承認)

第 7 条 学長は、客員研究員の受け入れを承認するときは、別記様式第 5 の客員研究員受入承認書により、学部長等に通知する。

(研究成果の報告)

第 8 条 受入教員は、受入期間が終了の都度、研究成果を別記様式第 6 の客員研究員研究成果報告書により当該学部長等を経て、学長に報告しなければならない。

(施設等の使用)

第9条 客員研究員は、本学の教育、研究に支障がない範囲において、当該研究の活動を行うために本学の施設・設備等を使用することができる。

(旅費)

第10条 客員研究員への旅費は、受入教員に配分された予算の範囲内において支給することができる。

(学内規則等の遵守)

第11条 客員研究員は、本学の諸規則等を遵守しなければならない。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、客員研究員の受け入れに関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成22年10月29日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、国立大学法人筑波技術大学客員研究員要項（平成17年10月3日制定）は、廃止する。ただし、同要項第3項により現に委嘱された客員研究員は、委嘱された期間存続する。

別記様式第1（第5条関係）

平成 年 月 日

（学部長等）

殿

（受入教員）

所属・職名

氏 名

⑩

客員研究員受入申請書

下記の者を客員研究員として受け入れ、共同で研究活動を行いたいので、よろしくお取り計らい願います。

記

- 1 氏 名
- 2 所属機関
- 3 職 名

別記様式第2（第5条関係）

客員研究員受入調書

(フリガナ) 氏名		生年月日	(歳)	性別 男・女
現住所	Tel			
所属機関・職名				
最終学歴		学位		
主な職歴				
研究テーマ				
研究期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日 (月)			
受入教員の 所属・職・氏名	⑩			
共同研究者 (当該客員研究員を含む)				
研究の目的及び研究計画の概要 (更新の場合には、前年度までの研究実績等も記載)				

別記様式第3（第5条関係）

主要研究業績一覧

氏名

著書・学術論文 ・作品等の名称	発行所・発表雑誌等の名称等	発表又は発表年月日
その他 著書 件	学術論文 件	作品 件

平成 年 月 日

筑波技術大学長 殿

（学部長等）

⑩

客員研究員受入承認申請書

下記の者を客員研究員として受け入れたいので、承認くださるよう申請します。

記

- 1 氏 名
- 2 所属機関
- 3 職 名
- 4 受入期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
- 5 受入教員

（教授会承認日：平成 年 月 日）

平成 年 月 日

（学部長等）

殿

筑波技術大学長

Ⓔ

客員研究員受入承認書

下記の者を、客員研究員として受け入れることについては、下記の要件を付して承認します。

記

- 1 氏 名
- 2 所属機関
- 3 職 名
- 4 受入期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
- 5 受入教員
- 6 承認要件

- (1) 客員研究員には、給与は支給しないこと。
- (2) 客員研究員が、故意又は重大な過失により施設・設備等を破損したときは、その損害に相当する費用を弁償させること。

別記様式第6（第8条関係）

平成 年 月 日

筑波技術大学長 殿

（受入教員）

所属・職名

氏 名

⑩

（学部長等）

⑩

客 員 研 究 員 研 究 成 果 報 告 書

下記の受入期間が終了したので報告します。

記

- 1 研究テーマ
- 2 受入期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
- 3 客員研究員（所属・職・氏名）
- 4 研究実績の概要（600字～800字程度）

- 5 研究成果の今後の活用等